

五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金交付要領

(令和6年4月1日 6五文観第12号 決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、五島市における映画、テレビ番組及びCM等の映像作品（以下「映画等」という。）のロケーション撮影（以下「ロケ」という。）を誘致し、観光客誘致及び観光消費拡大を図るため、ロケを実施する団体に対し、予算の範囲内において、五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「ロケ」とは、映画等の撮影場所選定活動（ロケーション・ハンティング）及び映画等の制作にかかる撮影終了までの一連の活動をいう。

(補助対象者及び補助対象事業、補助額)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ロケを実施する団体であって次に掲げる要件のいずれかを満たすものとし、また、ロケに複数の団体が携わっている場合は、補助対象者となることができる団体は1作品あたり1団体とする。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、次に掲げる要件の全てを満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有し、当該規約等に次のイからエが明記されていること。

イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。

ウ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。

エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、五島市内で実施するロケであって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 制作する映画等が一般に広く公開され、又は全国若しくはこれに準ずる放送エリアにおいて放送されるものであること。
- (2) 市内で3泊以上の宿泊を伴うロケであること。
- (3) 制作する映画等が公序良俗に反する内容でないこと。
- (4) 制作する映画等が政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。
- (5) 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。
- (6) 五島市に経済効果又はPR効果をもたらすものとして市長が認めるものであること。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、五島市内で行うロケに要する経費のうち、撮影関係者にかかる次の経費とする。

- (1) 補助対象者の本社又は事務所所在地から五島市までの往復交通費
- (2) 五島市内での宿泊費

4 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、300万円を限度とする。

5 補助対象事業が複数年度にわたって実施される場合における各年度の補助金の額は、当該各年度における補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象事業の当該各年度における補助金の額の合算額は300万円を限度とする。

（申請書に添付すべき書類）

第4条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 五島市ロケーション誘致促進事業補助金事業計画書（様式第1号）
- (2) 五島市ロケーション誘致促進事業補助金収支予算書（様式第2号）

2 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) ロケの企画書
- (2) 撮影関係者リスト（様式第3号）

3 規則第4条の規定による交付申請は、同一年度において1作品当たり1回のみ行うことができる。

4 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が複数の年度にわたって実施される場合は、当該年度ごとに1作品当たり1回ずつ交付申請を行うことができる。

(申請の取下げのできる期限)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(変更の承認)

第6条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、五島市ロケーション撮影誘致促進事業計画変更承認申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請において申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金事業計画書(様式第1号)
- (2) 五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金収支予算書(様式第2号)

3 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の20パーセント以内の額の変更とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の3月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金収支精算書(様式第2号)
- (2) 宿泊証明書(様式第5号)
- (3) 補助対象経費の支出を証する書類
- (4) 補助対象事業実施時の写真
- (5) 撮影関係者リスト(様式第3号)

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。

2 規則第16条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による
交付請求書に添付する書類は、請求内訳書（様式第6号）とする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条・第6条関係）

五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金事業計画書

映画等の名称	
映画等の概要	
ロケーション活動及び撮影期間	<p>年 月 日～ 年 月 日</p> <p>（うち撮影期間 年 月 日～ 上記終了日）</p> <p>（うち市内撮日 ）</p>
撮影（予定）場所 ※すべて記載	
作品完成予定日	年 月 日
公開又は放送期間	<p>・公開： 年 月 日</p> <p>・放送期間： 年 月 日～ 年 月 日</p>
主な出演者	※出演者の決定状況（確定 / 予定 / 交渉中）
その他の後援・協賛者等	

<添付書類>

- ・ロケの企画書
- ・ロケのスケジュール表
- ・撮影関係者リスト
- ・暴力団排除に関する誓約書

様式第2号（第4条・第6条・第7条関係）

五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金収支予算書（精算書）

1 収入の部 （単位：円）

区 分	金 額	摘 要
市補助金		
計		

2 支出の部 （単位：円）

区 分	金 額	摘 要
計		

備考 摘要の欄には、区分ごとの積算の根拠がわかるように記載してください。

様式第3号（第4条・第7条関係）

撮影関係者リスト

No.	所属／業種名／役職	氏名	No.	所属／業種名／役職	氏名
1			26		
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

※五島市内関係者を除

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

五島市長 様

申請者 住 所
氏 名

五島市ロケーション撮影誘致促進事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった、五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金について、次のとおり変更したいので、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第11条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 変更前の補助対象経費 円

(2) 変更後の補助対象経費 円

※様式は様式第2号に準じ、変更された部分の変更前を上段に括弧書きし、変更後の内容が対比できるように作成すること。

様式第5号（第7条関係）

令和 年 月 日

宿 泊 証 明 書

所在地 _____

宿泊施設名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

次のとおり当施設に宿泊したことを証明します。

宿 泊 日	年 月 日 ~ 年 月 日
事業者名	
宿泊人数	
備 考	

様式第6号（第8関係）

請 求 内 訳 書

補助金名	交付決定額	前回迄受領額	今回請求額	残 額
五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金				